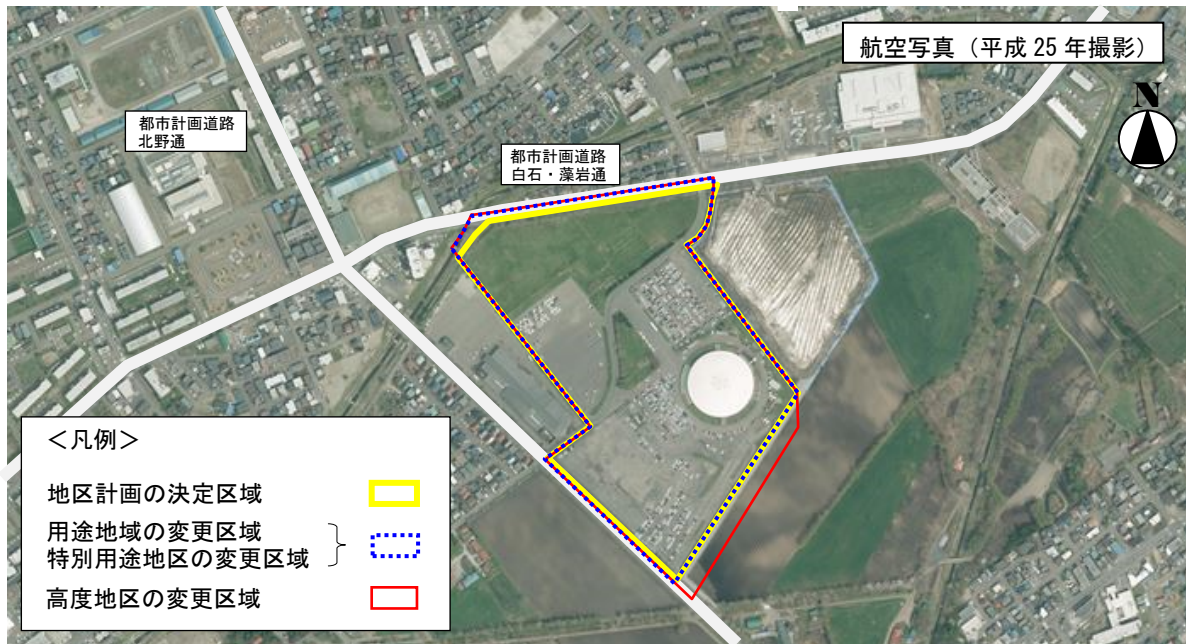


北海道立産業共進会場用地関連



1. 都市計画の内容

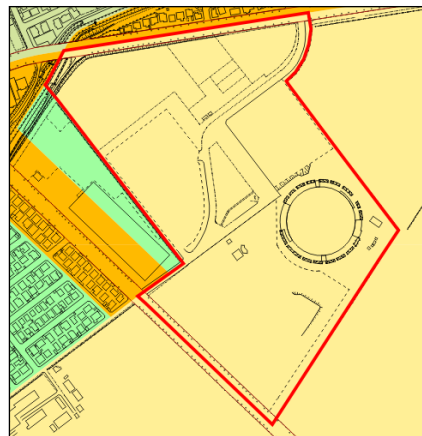
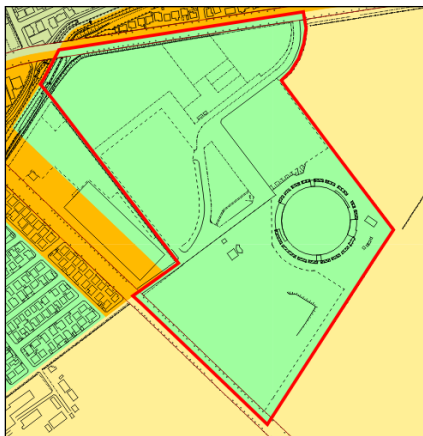
(1) 位置

札幌市豊平区月寒東 3 条 11 丁目の一部

(2) 都市計画の内容

① 札幌圏都市計画 用途地域の変更 (議案第 1 号)

【変更前】 第一種低層住居専用地域 (80/40) ⇒ 【変更後】 第一種住居地域 (200/60)

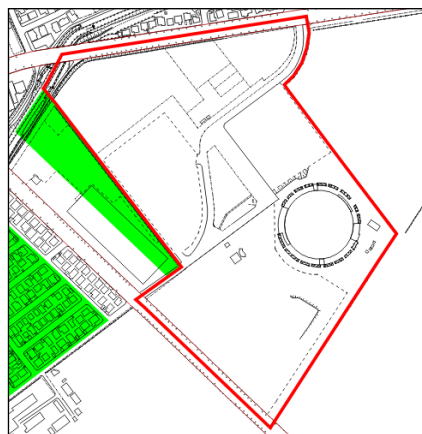


<凡例>

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 準住居地域
- 変更区域

② 札幌圏都市計画 特別用途地区の変更 (議案第 2 号)

【変更前】 戸建住環境保全地区 ⇒ 【変更後】 指定なし

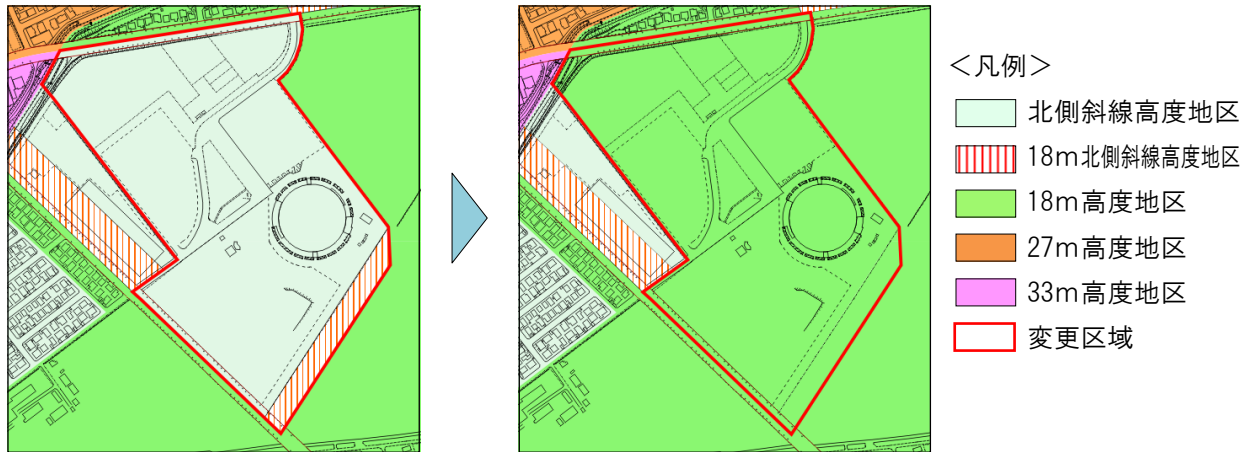


<凡例>

- 戸建住環境保全地区
- 変更区域

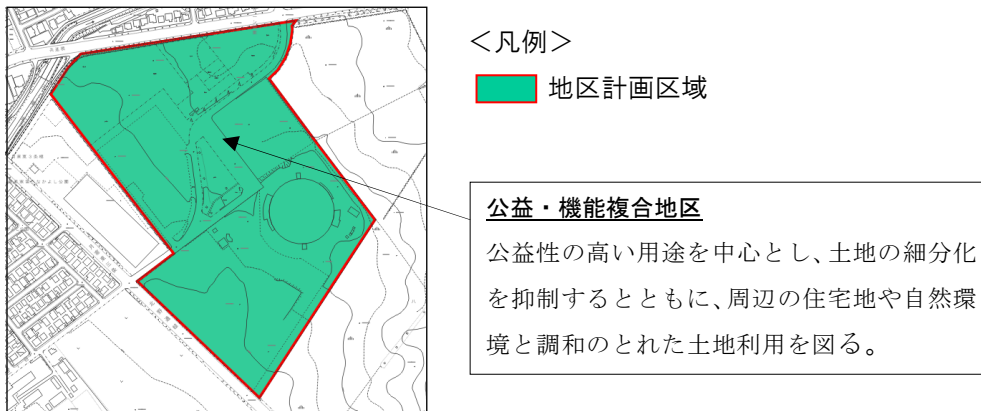
③ 札幌圏都市計画 高度地区の変更（議案第3号）

【変更前】北側斜線高度地区 ⇒ 【変更後】18m高度地区
18m北側斜線高度地区



④ 札幌圏都市計画 地区計画の決定（議案第5号）

- ・名称 東月寒向ヶ丘第二地区
- ・面積 12.3ha



2. 経緯

- ・当該区域は、昭和47年に北海道が北海道立産業共進会場（以下「共進会場」という。）を設置以来44年にわたり、畜産をはじめとする産業振興に寄与するとともに、近年は展示会等を行う多目的施設として利用されてきた土地である。
- ・平成28年3月に施設が閉鎖され、今後の共進会場用地の利活用については、北海道から当該用地の譲渡・売却が行われる予定となっている。
- ・北海道においては、共進会場がこれまで道立の公共施設として利用されてきた経緯や、緑豊かな周辺環境との調和などの特性に応じた土地の有効活用を図るため、土地利用の方向性を明確にすることを目的とし、「北海道立産業共進会場用地の土地利用方針」（以下「土地利用方針」という。）を平成28年10月に策定したところである。

3. 理由

- ・北海道が定めた土地利用の基本方針においては、基盤整備の状況やこれまでの土地利用の経緯、周辺の自然環境と調和する場所性を踏まえ、公益性の高い利活用を中心とした土地利用を図るものと定められている。
- ・土地の譲渡・売却後には、土地利用方針に基づいた土地利用転換が行われることから、これに対応した用途地域へと変更し、併せて特別用途地区、高度地区の変更を行う。

- また、公益性の高い用途を中心とし、土地の細分化を抑制するとともに、周辺の住宅地や自然環境と調和のとれた土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度を定める地区計画の決定を行う。